



和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した財務監査について、同条第9項の規定により、次の通りその結果に関する報告を決定したので、これを公表する

令和6年10月23日

和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員 川 端 正 展



同

奥 山 昭 博



財務監査結果報告

監 査 日 令和6年9月27日（金曜日）

対 象 令和5年度に執行された財務に関する事務の内、債権管理に関する事項・市町村への補助金支出に関する事項・入札及び契約に関する事項・特定期間に係る保険財政の状況、前回の財務監査において措置を求めた事項

監査結果 監査した各項目について、その事務運営は、法令等に基づきおおむね適正に執行されているものと認められた。

指摘事項 1 債権管理の状況について

滞納整理事務について、滞納者に対し督促状や催告書の送付、また訪問対応を行い、徴収に努力しているものがある反面、督促状等書面の送付のみに終始しているものがある。

例えば、訪問対応先の近隣にこのような案件があれば同タイミング時に対応できないものかと思われる。

しかしながら、現在、滞納整理に携わっている者は一人で、他の業務も抱えていることを鑑みるとおのずと限界があると思慮する。

事務の見直し等を図り、対応職員を増やすなど改善策を講じ、適切な徴収体制の構築に取り組みたい。

2 入札及び契約に関する事項について

一部委託業務において、個人情報漏えいに相当するような事案が見

受けられた。

明らかに何らかのペナルティーがあつてしかるべきと思われるが、事務局ではこの件に関し、公の書面は存在しないとのことであり、いささか疑義を有するところである。

今後、このような事態に対し、他都市の状況や「和歌山県後期高齢者医療広域連合物品購入等契約に係る入札等参加資格停止基準」に基づき、適切な措置を講じられたい。